

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

訓令	○職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令	四三	○政治団体から届出事項の異動の届出があった件	四三
告示	○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	四四	○政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件	四四
	○国土調査として指定した件	四六	○政治資金規正法による資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった件	四四
	○土地改良事業計画を変更することを確認した件	四六	○政治団体の収支報告書の要旨を告示する件二件	四四
	○農用地保全施設等の管理規程を認可した件	四六	○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	四四
	○農用地保全施設等の管理規程の変更を認可した件	四七		
	○保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件	四七		
	○保安林の指定をする件	四八		

福島県選挙管理委員会

○政治団体設立の届出があった件	四三
○政治団体から届出事項の異動の届出があった件	四三
○政治団体でなくなった旨届出があった件	四三
○政治資金規正法による資金管理団体の届出があった件	四四
○政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件	四四
○政治資金規正法による資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった件	四四
○政治団体の収支報告書の要旨を告示する件二件	四四
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	四四

訓令

福島県訓令第二十九号

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本庁機関
出先機関

平成二十三年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程(昭和三十五年福島県訓令第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 環境衛生業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

除染対策の業務に従事する職員	作業帽	一年	「公害調査用 除染対策用 除染対策用 除染対策用
	作業服(夏)	二年	
	作業服(冬)	二年	
	ゴム長ぐつ	三年	
	作業ぐつ	三年	

別表第二 生活環境部環境保全総室の項中「公害調査用 ゴム手袋」を

「公害調査用
除染対策用
除染対策用
除染対策用

ゴム手袋
保護帽
雨衣に改める。
ゴム手袋
防寒服

附則

この訓令は、平成二十三年十二月十六日から施行する。

(職員業務課)

告示

福島県告示第五百八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十三年十二月十六日から平成二十四年四月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二 (仮称) マルトSC勿来十条 福島県いわき市勿来町窪田十条三番二ほか
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名
称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社マルトグループホールディングス

代表者の氏名 代表取締役 安島 浩

住所 福島県いわき市錦町重殿二十五番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

別紙書面のとおり

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年八月三日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千二百二十五平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 三百十三台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 九十三台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 三百八平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 四十七立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 別紙書面のとおり

(二) 閉店時刻 別紙書面のとおり

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七 届出年月日

平成二十三年十二月二日

(「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦
覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、国土調査と
して平成二十三年十二月八日次のとおり指定した。

平成二十三年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行う者の名称

会津若松市

二 調査地域

会津若松市神指町大字黒川の一部

三 調査期間

平成二十三年十二月十五日から平成二十四年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第五百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十
条第一項の規定により、愛谷堰土地改良区が愛谷堰地区維持管理事業に係る土地改良事
業計画を変更することについて、平成二十三年十二月七日認可した。

平成二十三年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第五百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、
中妻頭首工管理規程について、平成二十三年十二月七日次のとおり認可した。

平成二十三年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理規程を定めた者の名称

愛谷堰土地改良区

二 管理規程の概要

1 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月二
十九日から九月八日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水
量を取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項
頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機

関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。
干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、
その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記
録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。
(農村計画課)

福島県告示第五百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、
愛谷頭首工管理規程の変更について、平成二十三年十二月七日次のとおり認可した。
平成二十三年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理規程を定めた者の名称

愛谷堰土地改良区

二 管理規程の概要

1 放流及び取水に關する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年五月一
日から九月十日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を
取水するものとする。

2 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に關する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具等を常に良
好な状態に保つたための点検及び整備を行わなければならない。

3 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に關する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機
関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。
干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、
その指示により措置するものとする。

4 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記
録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。
(農村計画課)

福島県告示第五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十三年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

西白河郡西郷村大字羽太字早吹沢一から四五まで、四六の一、四七、五〇から六五
まで、六七、六八、七一、字蟹沢三三、字狐窪一から三まで、四の一、五、六、字入
牧ノ入三、四、六から一〇まで、字菅沢二の二、二の四から二の六まで、二の三〇、
二の三一、四の一、八、九、一一、一五の一、字牧ノ入三四、三六、三七の一、三七
の二、四五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、西郷村森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
全課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。
平成二十三年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

白河市大信限戸字ザラ久保四二、四五、四六、四七の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、白河市森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十三年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡矢祭町大字山下字太鼓堂二の一、二の二、三、四の一、四の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
平成二十三年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林の所在場所

白河市大搦目山二の一、一二の三、搦目一五の一、一五の二、一五の四、七二の四、七三、七四の二、七五

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。
平成二十三年十二月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

その他の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
青木としたか後援会	青木 敏孝	青木 瀛子	二本松市市海道六六一二コーポ十文字202号室	平成二十三年一〇月一八日
いとう昌夫後援会	伊藤 昌夫	伊藤 千代	双葉郡大熊町大字熊字新町七一〇―三	平成二十三年一〇月二七日
えんどう陽子後援会	関 友幸	渡辺 広志	いわき市内郷御厩町四丁目二	平成二十三年一〇月二二日
原発被害対策会議(南相馬市、飯館村)	渡部 一夫	山下 謙二	南相馬市原町区国見町三―四五―四	平成二十三年一月一日

こどもたちの命を救う会	長谷沼 邦彦	長谷沼 邦彦	会津若松市住吉町一五―四六―4号	平成二三年一〇月二二日
小林昭一連合後援会	小林 昭一	渡部 三郎	河沼郡会津坂下町字古市乙一―四	平成二三年九月二九日
佐々木慶子の会	佐々木 慶子	佐々木 昭宣	福島市野田町六丁目二―二二	平成二三年十一月五日
虹とみどりの会	滝田 春奈	石塚 由紀	郡山市桑野一丁目四―一〇第一光コーポ202	平成二三年一〇月一九日
馬場有後援会	馬場 有	泉田 重章	双葉郡浪江町大字権現堂字下続町二五―一	平成二三年一〇月二二日
村上源吉後援会	村上 源吉	安田 健一	伊達郡川俣町字仲ノ内八四―三	平成二三年一〇月一七日
門馬ゆう子後援会	久米 正彦	久米本 まり	相馬市馬場野字岩下一二二三	平成二三年一〇月二七日
渡辺としつな後援会	渡辺 利綱	根本 友子	会津若松市西七日町一―一―五	平成二三年一〇月二八日

福島県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。
平成二十三年十二月十六日

一 政党の支部

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
みんなの党福島県議会第1支部	事務所所在地	会津若松市北青木二―五九	会津若松市和田一丁目八―二	平成二三年一〇月二〇日
石村善一後援会（一善会）	事務所所在地	会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原三二八	会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原三三〇	平成二三年一〇月三日
岡部光規後援会	事務所所在地	石川郡浅川町大字里白石字宿裏二二二―一	福島市大町七―二五アクテイ大町5―4	平成二三年三月一日
菅野正彦後援会	代表者	五十嵐 秀	菅野 正彦	平成二三年一〇月三日
杉本ともみ後援会	代表者	松本 伸一	植田 正	平成二三年一〇月二四日
高野光二後援会	事務所所在地	南相馬市原町区大木戸字金場一三マンショングランドイカナバ305号	南相馬市小高区小谷字江戸内四三	平成二三年九月二六日
馬場孝允後援会	代表者	湯田 哲郎	角田 藤一	平成二三年十一月一日

事務所所在地

福島県農業者政治連盟みちのく安達支部	事務所所在地	田字小中津川字上 田一二二四	字野尻字東二七 一〇
ふくしまの自治を発展させる会	代表者	今野 泰	栗城 善和
会計責任者	二階堂 幸治	秋葉 政市	平成二十三年 一〇月三日
	本宮市本宮字戸崎四一	二本松市成田町 一八二二一一	平成二十三年 十一月九日

福島県選挙管理委員会告示第九十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。
 平成二十三年十二月十六日

一 政党の支部
 福島県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 俊 彦

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
民主党福島県参議院選挙区第1総支部	解散	平成二十二年二月三十一日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
馬場たもつを育てる会	解散	平成二〇年四月三〇日
細谷松雄後援会	同	平成二十三年三月三十一日
柳沼一男後援会	同	平成二十三年一〇月七日
渡辺としつな後援会	同	平成二〇年七月一日

福島県選挙管理委員会告示第九十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
 平成二十三年十二月十六日

福島県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 俊 彦

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
青木 敏孝	福島県議会議員	青木としたか後援会	二本松市市海道六六一二〇一 ボ十文字202号室	青木 敏孝	平成二十三年 一〇月二七日
小林 昭一	福島県議会議員	小林昭一連合後援会	河沼郡会津坂下町字古市乙一一四	小林 昭一	平成二十三年 九月二九日
長谷沼 邦彦	福島県議会議員	こどもたちの命を救う会	会津若松市住吉町一五―四六―4号	長谷沼 邦彦	平成二十三年 一〇月二二日
馬場 有	浪江町長	馬場有後援会	双葉郡浪江町大字権現堂字下続町二五―一	馬場 有	平成二十三年 一〇月二二日
渡部 一夫	福島県議会議員	原発被害対策会議（南相馬市、飯館村）	南相馬市原町区国見町三―四五―四	渡部 一夫	平成二十三年 十一月一日
渡辺 利綱	大熊町長	渡辺としつな後援会	会津若松市西七日町一一―五	渡辺 利綱	平成二十三年 一〇月二八日

福島県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十三年十二月十六日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容
岡部 光規	参議院議員	岡部光規後援会	事務所所在地	新 旧
			石川郡浅川町大字里白石字宿裏二	福島市大町七―二五ア
				クティ大町5―4

福島県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成二十三年十二月十六日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	届出年月日
馬場 有	浪江町長	馬場たもつを育てる会	平成二十三年一月二日

福島県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治団体の平成十九年分、二十一年分及び二十二年分の各年の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十三年十二月十六日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

[平成19年分：通常・資金管理団体]

政治団体の名称 届出者 (公職の種類)	報告 年月日	収入・支出の総額		取 入 の 内 訳 (※印は、内訳明細を別に記載してあるもの)														
		収入総額	支出総額	前年 繰越額	党費・会費		寄 附							事業収入	借入金	交付金 取 入	その他の 取 入	
					金額	員数	個人	うち、 特定 寄附	法人その 他の団体	政治団体	小計(㊦)	うち、 あつせ んによ るもの	政党 寄附 (㊧)					合 計 (㊦)+(㊧)
馬場たもつを育てる会 馬場有 (浪江町長)	23.10.12	(円)	(円)	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

[平成19年分：通常・その他の政治団体]

政治団体の名称	報告 年月日	収入・支出の総額		取 入 の 内 訳 (※印は、内訳明細を別に記載してあるもの)														
		収入総額	支出総額	前年 繰越額	党費・会費		寄 附							事業収入	借入金	交付金 取 入	その他の 取 入	
					金額	員数	個人	うち、 特定 寄附	法人その 他の団体	政治団体	小計(㊦)	うち、 あつせ んによ るもの	政党 寄附 (㊧)					合 計 (㊦)+(㊧)
渡辺としつな後援会	23.10.27	(円)	(円)	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

[平成21年分：通常・政党]

政治団体の名称	報告 年月日	収入・支出の総額		取 入 の 内 訳 (※印は、内訳明細を別に記載してあるもの)														
		収入総額	支出総額	前年 繰越額	党費・会費		寄 附							事業収入	借入金	交付金 取 入	その他の 取 入	
					金額	員数	個人	うち、 特定 寄附	法人その 他の団体	政治団体	小計(㊦)	うち、 あつせ んによ るもの	政党 寄附 (㊧)					合 計 (㊦)+(㊧)
自由民主党 国見町支部	23.6.30	(円) 249,330	(円)	(円) 149,330	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円) ※ 100,000	(円)

[平成22年分：通常・その他の政治団体]

政治団体の名称	報告 年月日	収入・支出の総額		取 入 の 内 訳 (※印は、内訳明細を別に記載してあるもの)														
		収入総額	支出総額	前年 繰越額	党費・会費		寄 附							事業収入	借入金	交付金 取 入	その他の 取 入	
					金額	員数	個人	うち、 特定 寄附	法人その 他の団体	政治団体	小計(㊦)	うち、 あつせ んによ るもの	政党 寄附 (㊧)					合 計 (㊦)+(㊧)
福島地区さとう正久を支える会	23.11.25	(円) 3,273,742	(円) 2,364,479	(円) 19,742	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円) ※1,000,000	(円) 1,000,000	(円)	(円)	(円) 1,000,000	(円) ※2,254,000	(円)	(円)	(円)

平成21年分

政党

本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

政治団体の名称	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 (円)
自由民主党国見町支部	自由民主党福島県支部連合会	100,000

平成22年分

その他の政治団体

1 寄附の内訳 (同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの)

政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	寄附金額(円)	住所・所在地
福島地区さとう正久を支える会	政治団体	さとう正久を支える会	1,000,000	東京都新宿区

2 事業収入の内訳

政治団体の名称	事業の種類	金額 (円)
福島地区さとう正久を支える会	政治資金パーティー会費	2,254,000

福島県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出された政治団体の平成二十年分、二十二年分及び二十三年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十三年十二月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

〔平成20年分：解散・資金管理団体〕

政治団体の名称 届出者 (公職の種類)	報告 年月日	収入・支出の総額		取 入 の 内 訳 (※印は、内訳明細を別に記載してあるもの)														
		収入総額	支出総額	前年 繰越額	党費・会費		寄 附							事業収入	借入金	交付金 収入	その他の 収入	
					金額	員数	個人	うち、 特定 寄附	法人その 他の団体	政治団体	小計(㊦)	うち、 あっせ んによ るもの	政党 寄附 (㊧)					合 計 (㊦)+(㊧)
馬場たもつを育てる会 馬場有 (浪江町長)	23.10.12	(円)	(円)	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

〔平成20年分：解散・その他の政治団体〕

政治団体の名称 届出者 (公職の種類)	報告 年月日	収入・支出の総額		取 入 の 内 訳 (※印は、内訳明細を別に記載してあるもの)														
		収入総額	支出総額	前年 繰越額	党費・会費		寄 附							事業収入	借入金	交付金 収入	その他の 収入	
					金額	員数	個人	うち、 特定 寄附	法人その 他の団体	政治団体	小計(㊦)	うち、 あっせ んによ るもの	政党 寄附 (㊧)					合 計 (㊦)+(㊧)
渡辺としつな後援会	23.10.27	(円)	(円)	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

〔平成22年分：解散・政党(国会議員関係政治団体)〕

政治団体の名称 届出者の氏名 (資金管理団体に 係る公職の種類) 国会議員関係政治 団体の区分 公職の候補者の氏名 (公職の候補者に 係る公職の種類)	報告 年月日	収入・支出の総額		取 入 の 内 訳 (※印は、内訳明細を別に記載してあるもの)														
		収入総額	支出総額	前年 繰越額	党費・会費		寄 附							事業収入	借入金	交付金 収入	その他の 収入	
					金額	員数	個人	うち、 特定 寄附	法人その 他の団体	政治団体	小計(㊦)	うち、 あっせ んによ るもの	政党 寄附 (㊧)					合 計 (㊦)+(㊧)
民主党福島県 参議院選挙区 第1総支部 1号団体 岡部光規 (参議院議員)	23.2.25	23,381,191	23,381,191	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

〔平成23年分：解散・その他の政治団体〕

政治団体の名称 届出者 (公職の種類)	報告 年月日	収入・支出の総額		取 入 の 内 訳 (※印は、内訳明細を別に記載してあるもの)														
		収入総額	支出総額	前年 繰越額	党費・会費		寄 附							事業収入	借入金	交付金 収入	その他の 収入	
					金額	員数	個人	うち、 特定 寄附	法人その 他の団体	政治団体	小計(㊦)	うち、 あっせ んによ るもの	政党 寄附 (㊧)					合 計 (㊦)+(㊧)
柳沼一男後援会	23.10.7	148,695	148,695	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

平成22年分

政党(国会議員関係政治団体)

1 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

政治団体の名称	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額(円)
民主党福島県参議院選挙区第1総支部	民主党本部	12,000,000

2 寄附の内訳(同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの)

政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	寄附金額(円)	住所・所在地
民主党福島県参議院選挙区第1総支部	個人	近藤典子	100,000	宮城県仙台市
		岡部光規	2,235,639	須賀川市
	政治団体	岡部光規後援会	8,000,000	福島市
		日本医師連盟	1,000,000	東京都文京区

福島県選挙管理委員会告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数（並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十三年十二月七日現在において、次のとおりである。

平成二十三年十二月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三二、七九八
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 三三九、九七七
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区	選挙区	選挙区
福島市	田村市田村郡	一九、六一三
会津若松市	南相馬市相馬郡飯館村	二〇、三三二
郡山市	伊達市伊達郡	二九、二〇一
いわき市	本宮市安達郡	一〇、七二七
白河市西白河郡	南会津郡	八、五〇二
須賀川市岩瀬郡	河沼郡	六、八〇〇
喜多方市耶麻郡	大沼郡	八、三二八

相馬市相馬郡新地町	二、二六四	二本松市	一六、三六〇	東白川郡	九、六三八
石川郡	二、一四三	双葉郡	一九、〇〇三		